

12. 権 利 擁 護

障がい者を理由とする差別の解消の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、障がいのある人への不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が禁止されています。

不当な差別的取扱い	障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること
合理的配慮の不提供	障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になり過ぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除く配慮を行わないこと

相 談 窓 口

●相模原市職員による障がいを理由とする差別に関する相談窓口

- ①職員が属する課・機関
- ②職員が属する各局の総務機能を有している課
- ③職員が属する各区の区政策課
- ④人事・給与課、コンプライアンス推進課

●民間事業者による障がいを理由とする差別に関する相談窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)
基幹相談支援センター、障害者相談支援キーステーション (→4 ページ)		
障害福祉相談員 (→6 ページ)		
相談支援事業所 (→7 ページ)		
高齢・障害者福祉課（市役所本館 4 階） 電話(042)707-7055		

障がい者の虐待防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、虐待の相談や通報を受付けます。

障がい者虐待 の例

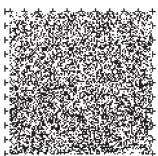
身体的虐待	障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。 また、正当な理由なく身動きが取れない状態にすること。
性的虐待	障がい者に無理やり（また、同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

相談、通報 お 問 合 せ

障がい者の生命に危険が生じる状況のときは、まず警察に連絡し、障がい者の安全を確保してください。

●障がい者福祉施設従事者等による虐待については、次の窓口へ

福祉基盤課（市役所本館4階） 電話(042)769-1394
相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分



●養護者による虐待については、お住まいの地区を担当する次の各課へ

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

●使用者による虐待については、次の窓口へ

高齢・障害者福祉課（市役所本館4階）電 話(042)707-7055
神奈川県障害者権利擁護センター 電 話(045)662-9534 FAX(045)663-5080
相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

※養護者及び使用者による虐待に関する相談等については、市役所閉庁時（月～金曜日午後5時15分～翌日午前8時30分、土・日曜日、祝日）も受け付けます。
市役所代表電話（042）754-1111

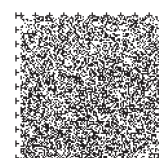
市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンターで行う事業

身 知 精

	名称	内容	料金等	窓口
日常生活自立支援事業	福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス	利用者へ福祉サービスについての情報提供や助言を行います。また、契約時に作成する支援計画書に基づいて、日常生活に必要な預貯金の出し入れや公共料金等の支払を行います。	1 回 1,500 円 (生活保護世帯は月 2 回まで無料)	(中央区・南区の方) 市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター (→10 ページ) (緑区の方) 緑区事務所 (→10 ページ)
	書類等預かりサービス	金融機関の貸金庫にて、預貯金の通帳、年金証書、権利書、印章など大切な書類等をお預かりします。	月額 500 円 利用者都合による開封の場合別途 500 円	
	権利擁護相談	弁護士による権利擁護相談を毎月第 4 火曜日（祝日の場合は、第 4 水曜日）に行います。	相談無料（1 人 40 分）、電話予約制	
成年後見制度利用促進事業	成年後見専門相談	司法書士や税理士、行政書士、社会福祉士による成年後見に関する相談を、毎月 4 回行います。	相談無料（1 人 30 分）、電話予約制	市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター (→10 ページ)
	講座等への専門職講師派遣	成年後見制度を学ぶ講座へ専門職を講師として派遣します。		
	受任調整会議	本人にふさわしい後見人等（市民後見人含む）候補者を検討・選定し家庭裁判所に対し候補者として推薦します。（ご本人に関わる支援機関からの書類提出が必要になります。）		

1 2

権利擁護



成年後見制度利用支援事業

知 精

知的障がい、精神障がい、認知症等の理由により、判断能力が十分ではない方の財産管理や福祉サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。

また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、審判の請求に係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

市長申立ての対象者

費用等の助成の対象者
窓 口

後見等開始の申立てをする親族がいないなど、制度の利用が必要と認められる知的障がい者、精神障がい者、認知症のある方

生活保護を受給している方又は費用の負担をすることが困難と認められる方

・ 65 歳未満の精神障がい者の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

・ 65 歳未満の知的障がい者の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

・ 認知症のある方、65 歳以上の知的障がい者の方、65 歳以上の精神障がい者の方

【緑区の方】

緑高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (→3 ページ)

城山福祉相談センター (→1 ページ)

津久井高齢・障害者相談課 地域・高齢福祉班 (→3 ページ)

相模湖福祉相談センター (→1 ページ)

藤野福祉相談センター (→1 ページ)

【中央区の方】

中央高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (→3 ページ)

【南区の方】

南高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (→3 ページ)

1 2

権利擁護

